

# 郡山市生活困窮者自立支援庁内連絡会議設置要綱

平成 27 年 6 月 5 日制定

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 11 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(設置)

第 1 条 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく生活困窮者自立相談支援事業として、法第 3 条第 1 項に定める生活困窮者の自立の支援を行うに当たり、庁内の関係各課が生活困窮者に関する問題意識及び情報を共有して連携を図るため、郡山市生活困窮者自立支援庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項について、情報交換及び連絡調整を行う。

- (1) 生活困窮者自立支援制度及び庁内関係各課所管の制度に関する事項
- (2) 関係各課相互の連携に関する事項
- (3) その他生活困窮者の自立の支援に関する事項

(組織)

第 3 条 連絡会議は、別表課等の欄に掲げる課に属する職員のうちから、当該課の長が指名する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 連絡会議に議長を置き、議長は保健福祉部保健福祉総務課長をもって充てる。

3 議長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、保健福祉部保健福祉総務課の課長補佐がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、連絡会議に委員以外の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 連絡会議の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

部 等	課 等
税務部	市民税課
	収納課
市民部	市民・NPO活動推進課（市民相談センター）
	国民健康保険課
	セーフコミュニティ課（消費生活センター）
保健福祉部	保健福祉総務課
	生活支援課
	障がい福祉課
	健康長寿課
	地域包括ケア推進課
	介護保険課
	保健所保健・感染症課
こども部	こども総務企画課
	こども家庭課
	保育課
農商工部	産業雇用政策課
建設構想部	住宅政策課
教育委員会事務局 学校教育部	学校管理課
	学校教育推進課
	総合教育支援センター
上下水道局	営業課